

**瑞穂町殿ヶ谷土地区画整理事業**

# **保留地売却のご案内**

(販売対象者)

先着順

**瑞穂町殿ヶ谷土地区画整理組合**

## 保留地（土地）の売却について

### 1 保留地の位置、区画数、面積及び処分価額

- 1) 位置 瑞穂町殿ヶ谷土地区画整理事業施行地内  
「保留地・画地の位置図」のとおり
- 2) 区画数 2区画
- 3) 面積及び処分価額

No.	街区 番号	画地 番号	地積 (㎡)	処分単価 (円/㎡)	処分価額 (円)	用途地域等
1	29	10	1329.07	105,300	139,951,071	工業地域 建ぺい率60% 容積率200%
2	29	38	358.88	112,200	40,266,336	準防火地域

### 2 買受申込書の配布及び受付について

- ・買受申込書の配布及び受付場所

場 所 瑞穂町大字殿ヶ谷696番地5

瑞穂町殿ヶ谷土地区画整理組合事務所

時 間 午前9時から午後5時まで

(ただし土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

※買受申込書はホームページからでもダウンロードができます。

また、申し込みは先着順のため、郵送での申し込みは受け付けておりません。

### 3 申し込みにあたっての注意

- ・契約締結後、所有権移転登記が完了するまでの間は、特別な場合を除き、第三者に譲渡することはできません。

### 4 買受申込書に添付する書類

- ・身分証明書（破産手続開始の決定を受けて復権を得ていないことを証明する書類で、市町村長またはその他官公署の長が発行するもの）
- ※ 上記書類は、本籍地で発行しています。
- ・住民票（世帯全員・続柄の掲載してあるもの）
- ・登記簿謄本及び納税証明書（法人の場合）

### 5 申し込み資格

次に該当する場合は、申し込みすることができません。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者
- (2) 契約締結後、指定した期間内に売買代金を納入することができない者
- (3) 未成年者

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年度法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員

## 6 契約及び代金の納入について

理事会において保留地売却の決定が承認された後に通知をします。

契約の締結は、上記通知を受けた日から10日以内になります。

なお、契約時には売買代金の5%以上(千円未満切り上げ)を契約保証金として納入していただきます。

また、契約保証金を差し引いた売買代金の残金は、契約締結の日から起算して90日以内に納入していただきます。

## 7 土地の引渡し

土地は現状有姿での引渡しとなります。売買代金完納後、現地立会のうえ引き渡します。

契約者は、土地の引渡しが完了するまで土地を使用することはできません。

## 8 所有権の登記

土地の所有権は、換地処分(事業完了)に伴う登記完了後施行者が行います。(換地処分後3か月程度)

この土地は、換地処分に伴う登記がされませんと登記簿上による抵当権の効力はありませんので、資金を借り入れる方は、金融機関と充分協議をして下さい。

この登記に要する費用は、契約者の負担となります。

この所有権移転登記は契約者の名義とし契約者の名義を変更することは認めません。共有名義で所有したい場合は、申し込み時から連名で申し込みをしてください。

(予定持分も記入)

## 9 その他の設備について

①上水道の引き込みは、東京都水道局に個人申請してください。

②下水道の汚水ますの設置は、瑞穂町都市整備部下水道課に申請してください。

③電気、ガスについては個人で手続きをしてください。

## 問合せ先

瑞穂町大字殿ヶ谷696番地5

瑞穂町殿ヶ谷土地区画整理組合

TEL 042-557-6005

令和6年12月13日

瑞穂町殿ヶ谷土地区画整理組合  
理事長 佐保田 卯三郎

# 保留地・画地の位置図

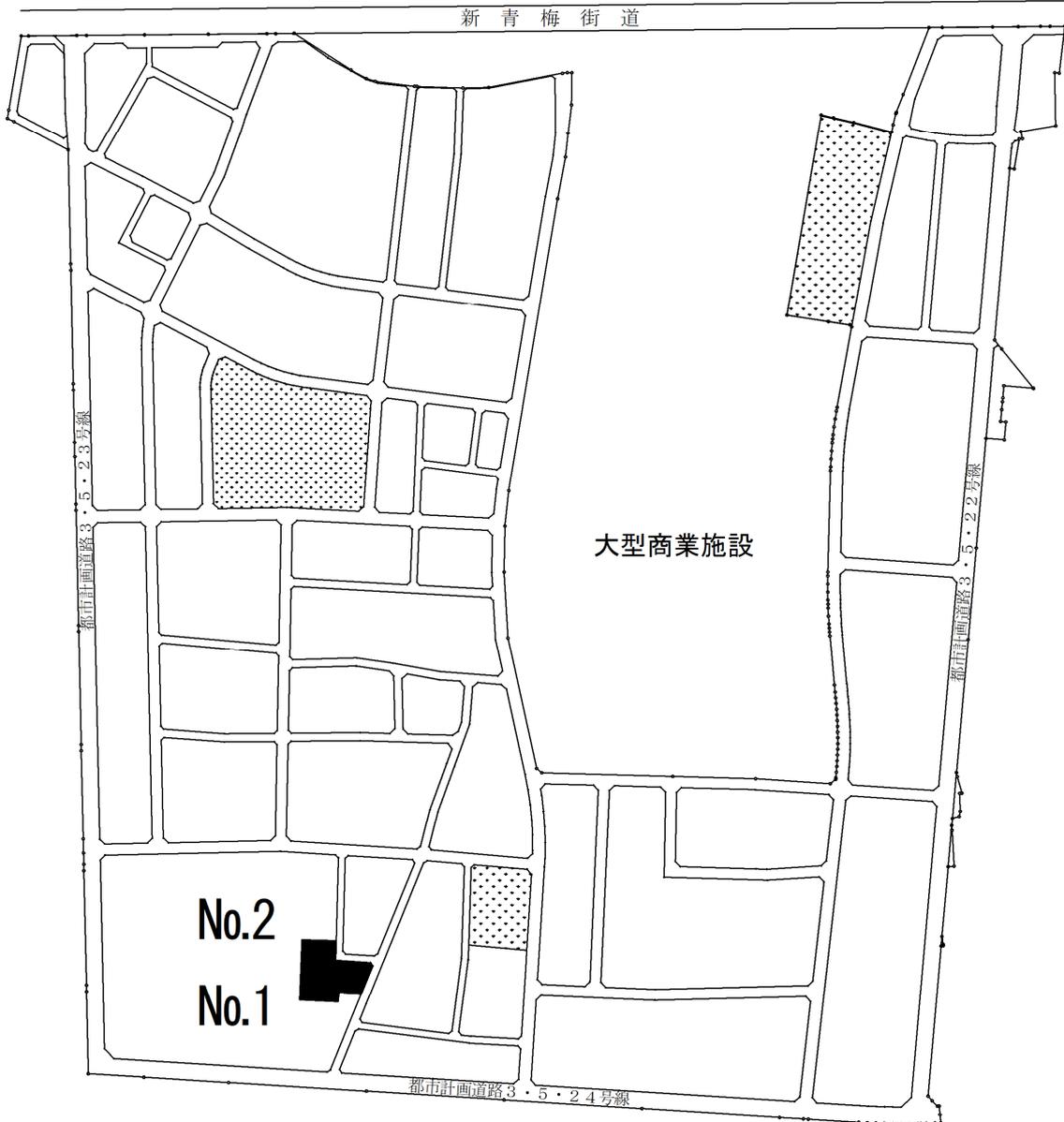
■ 保留地販売箇所

▨ 公園予定地



至 青梅

至 新宿



No.1 (29 街区 10 画地)

No.2 (29 街区 38 画地)

